

旧統一教会等による被害の防止・救済を求める意見書

安倍元総理襲撃事件をきっかけとして、改めて旧統一教会（世界平和統一家庭連合）の霊感商法や親が多額の寄付を重ね、子どもが生活に困窮するといった深刻な被害実態が明らかになりました。

全国霊感商法対策弁護士連絡会によると、確認できた金銭被害は昨年までの約35年間で総額1237億円、相談は3万4千件を超えています。

2000年代前半に、福岡をはじめ、東京、大阪、和歌山、大分などで、警察による霊感商法の摘発が行われました。2009（平成21）年、福岡県警は、福岡市内にあった旧統一教会の信者が運営していた販売事業会社の従業員を逮捕し、教団施設を家宅捜索しています。

旧統一教会が多額の被害を発生させてきたにもかかわらず、党派を超えて多くの政治家が教団本体および友好・関連団体の開催したイベントに出席、スピーチを行う、あるいは祝電を送る、選挙の支援を受けるなど接点を持ったことは、信者が社会的常識を逸脱した多額の献金に疑問を持たないことにつながったともいえます。

さらに、国会議員だけでなく、地方自治体議員も旧統一教会と接点を持っていたことが明らかになりましたが、その全容は明らかにされていません。

今般、旧統一教会の問題を踏まえ、不当な寄付の勧誘を禁止する被害者救済法が成立しましたが、救済法が実効あるものとなるよう慎重かつ丁寧な運用がなされるよう望みます。

もちろん、信教の自由は保障される必要があることは言うまでもありません。多くの宗教団体の正当な宗教活動まで否定されないためにも、旧統一教会などによる被害防止・救済を実現することは急務であると考えます。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求めます。

記

- 1 被害実態の把握を早急に進めるとともに、被害者に対し現行法制度を最大限に活用し、弾力的な救済を行うこと。
- 2 法務大臣主催による「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議において、相談集中期

間を設け、多くの相談が寄せられたことは、被害者の救済の一步として重要と認識する。しかし、当事者が被害申し立てすることが困難である被害の特性に鑑み、既存の相談窓口の活用にとどまらず、国においてワンストップで対応できる「特設相談窓口」を常設し、地方自治体および警察と連携し、被害者の救済につなげること。

- 3 いわゆる2世問題の当事者や親族への救済・支援については、当事者や弁護士団体などの意見を踏まえて長期的視野で、慎重かつ丁寧な検討を行い実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年12月16日

福岡県八女市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、文部科学大臣、
厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（デジタル改革消費者及び食品安全）、
国家公安委員長、内閣官房長官